

碧南市観光協会マスコットキャラクター着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、碧南市観光協会（以下「協会」という。）の認定を受け、マスコットキャラクター「しょうぶー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申し込み)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター着ぐるみ借用申込書（様式第1号）を、使用の1月前までに着ぐるみ管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは使用の6月前から受け付けるものとする。

なお、同日に複数の借用依頼があった場合には別表1の優先順位に基づき、使用の可否を決定するものとする。

また、1月前までに使用の申し込みのない日に関しては、使用の1週間前を期日として先着順に申し込みを受け付けるものとする。

(使用承諾の通知)

第3条 管理者は、使用者に対し、使用の可否の決定後速やかに貸出許可書（様式第2号）による使用承諾（又は不承諾）の連絡を行う。

(使用承諾基準)

第4条 管理者は、第2条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 協会及びキャラクターの品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。但し、協会会員は除く。
- (5) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(使用料)

第5条 1日あたりの使用料は次の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 協会会員 | 1,000円 |
| (2) 一般 | 6,000円 |
| (3) 協会が主催又は委託する行事 | 無料 |

(使用料の納入)

第6条 第4条の基準に基づき第3条の通知を受けた使用者は、使用料を使用承諾の通知を受けた日から1週間以内に納入しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その後、その使用者への貸与は行わない。

この場合、使用者に損害が生じても、管理者は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、管理者が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者は従わなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

別表1 使用に係る優先順位

優先順位 1	協会が主催又は委託する行事
〃 2	協会会員事業
〃 3	一般事業

※上記の同一順位内にて、複数の使用依頼があった際には、管理者にて使用者を決定するものとする。